

日本語政策学会 特定課題研究会設置のための規程

第1条（目的）

「特定課題研究会（以下、「研究会」）」は、日本語政策学会において、重点課題となる特定の研究テーマについて、会員が連携して研究を進めるために設置される。

第2条（研究課題）

「研究会」の研究課題は、日本語政策学会会則第4条の目的実現に貢献しうるものであるとともに、重点的に取り組むべき課題と判断され、かつ会員間の研究連携が必要なものとする。

第3条（「研究会」の構成）

「研究会」の開設申請は、3名以上の日本語政策学会会員の連名によるものとし、申請者のうち1名を申請代表者とする。

2. 「研究会」の構成員は、原則として日本語政策学会会員とする。ただし、非会員を研究協力者として参加させることを妨げない。

第4条（「研究会」開設申請の手続き）

「研究会」の開設申請は、毎年2月末とし、日本語政策学会事務局あてに所定の様式による開設申請書の提出をもって行うこととする。

2. 事務局は申請を受け付けたのち、これを理事会に諮るものとする。理事会は開設申請について審査を行い、開設の可否を決定する。理事会の決定については、通常総会において承認を得るものとする。

第5条（「研究会」開設期間）

「研究会」開設期間は、通常総会における承認をもって開始し、原則として、その後満3年をもって終了する。

2. 「研究会」の構成員が3名に満たなくなった場合、または「研究会」の開設継続が著しく困難であると判断される場合、開設期間満了前に「研究会」の開設を中止することがある。「研究会」開設の中止については、理事会において審議し決定する。理事会の決定については、通常総会において承認を得るものとする。

第6条（経費）

「研究会」の運営に係る経費については、その一部または全部を日本語政策学会が補助する。

2. 運営経費に関する補助金の申請手続き、金額の決定、補助金の支給手続き等の細則については、理事会において別途定める。

3. 「研究会」の運営に係る経費に関する事務は、「研究会」申請代表者に委ねる。ただし、申請代表者は、毎年2月末までに、経費支出状況について、所定の書式による経費支出報告書を日本言語政策学会事務局あてに提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会の決定については、通常総会において報告する。

4. 第5条の規定により「研究会」の開設期間が終了し、または中止された場合、申請代表者は遅滞なく、未使用の補助金を日本言語政策学会に返還しなければならない。

5. 「研究会」の開設期間終了後、2年以内に十分な研究成果の公表が行われない場合、理事会で審議のうえ、「研究会」に対して、補助金の全部または一部の返還を求めることがある。この場合、申請代表者は遅滞なく、補助金を日本言語政策学会に返還しなければならない。

第7条（活動報告）

「研究会」申請代表者は、毎年2月末までに、所定の書式による当該年度の年間研究報告書を日本言語政策学会事務局あてに提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会の決定については、通常総会において報告する。

2. 「研究会」申請代表者は、理事会から要請がある場合には、日本言語政策学会ホームページ、学会誌、またはニューズレター等の媒体を通じて、「研究会」の活動についての学会広報に協力しなければならない。

3. 「研究会」は、日本言語政策学会研究大会、学会誌、または理事会の承認するその他の方法によって、その研究成果を積極的に公表しなければならない。

4. 「研究会」が、日本言語政策学会以外で活動を行う場合は、「日本言語政策学会（「研究会名」）研究会」の名称を使用するものとする。

第8条（その他）

「研究会」構成員の変更、あるいは「研究会」名称の変更を行う場合は、申請代表者は、所定の書式による変更届出書を日本言語政策学会事務局あてに提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会の決定については、通常総会において報告する。

2. 申請代表者を変更する場合は、前項の届出は変更前の申請代表者によるものとする。ただし、変更前の申請代表者が何らかの理由で意思表示が不可能な場合は、他の構成員が代理で届け出ることを妨げない。

附則

本規則は、2019年6月9日より施行する。